

神奈川県労働組合総連合規約

前文

労働組合は、労働者が自らの要求実現のために、その思想や信条の違いにかかわらず自主的に、恒常的に団結してたたかう組織である。

神奈川県労働組合総連合（略称・神奈川労連）は、この規約に賛同するすべての労働組合の結集体である。

神奈川労連は、その統一と團結を維持するために、組合民主主義をもつとも大切にする。

神奈川労連は、資本、政府、政党から独立して運営される。

神奈川労連は、わが国と神奈川県内労働組合運動の積極的なたたかいの伝統を継承発展させ、働くものの利益・権利擁護と平和と民主主義、社会進歩のためにたたかう。

第一章 総則

第一条 名称と所在地

一、神奈川県労働組合総連合は、略

称を神奈川労連とする。

二、神奈川労連の事務所は、神奈川県横浜市中区におく。

第一条 事業

神奈川労連は労働者の経済的、社会的、政治的な地位向上のために次の事業を行う。

一、加盟組合の諸闘争の調整と全県的・全産業的闘争の組織

二、統一闘争への全労働者の結集と未組織労働者の組織化

三、労働者の教育・文化・福祉活動の推進、共催の実施

四、機関紙誌の発行等宣伝活動の推進

五、労働者の要求実現のための政策立案及び調査研究

六、国民的諸要求実現のための共同行動の推進

七、要求実現のための、政党その他の団体との協力

八、政府・自治体・経営者団体との交渉

九、労働者の利害に関する各種機関へ

の代表派遣

十、労働者の国際連帯の推進

十一、その他、目的達成に必要な事項

納めたときをもつて生ずる。

四、第二条の事業をともに行い一定の分担金を支払う組合は、オブザーバー加盟を認める。その権利・義務については別に定める。

第二章 組織の構成

第三条 構成と加盟単位

一、この規約に賛同し、規約の定めにより加盟を承認された産業別組合と地域組織で構成する。

二、年金者組合は産業別組合とみなす。

三、但し、評議員会の承認がえられれば個別の企業別組合も加盟することができる。

第三章 加盟及び脱退

第四条 加盟の手続き

一、新たに加盟しようとする労働組合は、当該組織の議決の証明を付して書面で議長に申し込む。

二、加盟の申込みがあった場合、議長は評議員会に加盟の可否をはかつた上、その結果を当該組合に通知する。

第七条 義務

一、加盟組合は規約を守り、神奈川労連の機関決定に基づく運動の發展に努めなければならない。

二、加盟組合は、会費・特別賦課金を定められた期日までに納入しなけ

ればならない。

第八条 統制

一、加盟組合がこの規約に従わず、あるいは神奈川労連の活動を妨害し、あるいは会費・特別賦課金を長期間納入せず、幹事会から是正の勧告を受けてもそれらの行為を改めない場合は、権利を停止されまたは除名されることがある。

二、権利停止または除名の処分は幹事会の申し立てにより、評議員会が決定する。

三、権利停止または除名の処分を受けた組合は、次期大会に報告することができる。

第五章 機関

第九条 機関の種類

神奈川労連に次の機関を置く。

一、大会
二、評議員会

三、幹事会

第十一条 定期大会

一、大会は最高決議機関であり、毎年九月に開催する。

二、大会は議長が招集する。
三、議長は大会開催の少なくとも一ヶ月前に議題を示して、各加盟組合に大会開催を通告しなければならない。

月前に議題を示して、各加盟組合に大会開催を通告しなければならない。

第十二条 臨時大会

一、評議員会または幹事会が必要と認めたときは、議長は五〇日以内に臨時に大会を招集しなければならない。

二、加盟組合の三分の一以上が理由を明らかにして書面で大会の開催を求めたときは、議長は五〇日以内に臨時に大会を招集しなければならない。

三、大会の構成と成立要件

大会は、代議員及び役員をもつて構成し、代議員総数の三分の一以上及び加盟組合の三分の一以上が出席することによって成立する。

第十三条 大会代議員

一、代議員は、大会開催の前々月までの会費完納をもつてその資格を発生する。

二、代議員は大会開催前々月までの三ヶ月間に納入された平均会費納入人員にもとづいて加盟組合ごとに組合員の直接無記名投票により決する。

三、会費納入人員に対する代議員の選出する。

四、議長は大会開催の少なくとも一ヶ月前に議題を示して、各加盟組合に大会開催を通告しなければならない。

割合は、別に定める。

第十四条 大会付議事項

次の事項は大会で審議・決定しなければならない。

一、綱領・規約の改廃

二、会費額の決定と改定

三、活動報告の承認

四、運動方針の決定

五、予算の決定と決算の承認

六、特別会費の徴収

七、役員の選出

八、統一ストライキの提起

九、全国中央組織の加盟・脱退

十、その他必要事項

第十五条 大会の議決

一、大会の議事は、第十四条第一項について

では全代議員の直接無記名投票の過半数の賛成により、第八項に

ついては出席代議員の直接無記名投票の過半数の賛成により、第八項に

ついては出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

以上の賛成で決し、それ以外については出席代議員の三分の二

第十六条 特別代議員

一、幹事会の決定により部会等の代表は、特別代議員として大会に出席することができる。

二、特別代議員は発言権を持つが議決権は持たない。

第十七条 大会運営規則

大会運営に必要な規則は別に定める。

第十八条 評議員会の権限

一、評議員会は大会から次の大会にい

たる間において、大会が決定した方

針に反しない範囲で神奈川労連の

意思を決定し、もしくは緊急を要する事項で大会を開催する余裕の

ない場合には、第十四条第一項、第

七項（役員の補選の場合を除く）及

び第八項の議決を除き、大会に代

わって決定を行う権限を持つ。

二、評議員会で決定した事項は次期

大会で追認されなければならない。

第十九条 評議員会の開催

一、評議員会は四半期ごとに定期に開催する。但し、大会が開催される

期には評議員会は開催しない。

二、評議員会は、幹事会が必要と認め

たときは臨時に開催することがで

きる。

三、評議員会は議長が招集する。

第二十条 評議員会の構成と成立要件

評議員会は評議員と役員で構成し、評議員の三分の一以上の出席で成立する。

第二十一条 評議員

評議員は、加盟組合ごとに別表で定める評議員割り当て数にもとづいて、各加盟組合ごとに組合員の直接無記名投票により選出する。

第二十二条 評議員会の付議事項

次の事項は評議員会で審議・決定しなければならない。

一、加盟組合の承認

二、各種規則の制定と改廃

三、予算の補正

四、会費の延納及び減免

五、役員の定数

六、役員の補選

七、事務局職員の任免

八、統制に関する事項

九、その他大会から付託された事項

第二十三条 評議員会の議決

一、評議員会の議事は出席評議員の過半数の賛成により決する。ただし、役員の補選については、評議員の直

接無記名投票の過半数の賛成によ

り決する。

二、役員は議決権を持たない。

第二十四条 部会代表等の評議員会への出席

幹事会の決定により部会等の代表は評議員会に出席することができる。

評議員会の運営は持たない。

評議員会に出席することができる。この場合、部会代表などは発言権を持つが議決権は持たない。

第二十五条 評議員会の運営

評議員会の運営は大会に準ずる。

第二十六条 幹事会の構成と任務

一、幹事会は、会計監査を除く役員で構成し、業務の執行にある。

二、幹事会は大会及び評議員会に対して責任を負う。

第二十七条 幹事会の運営

一、幹事会は、議長が主催し必要に応じて議長が招集する。

二、幹事会は構成員の三分の一以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第六章 役員

第三十一条 役員と任務

一、神奈川労連に次の役員を置く。

二、日常の業務を処理するため、神奈川労連に役員を置く。

三、役員に欠員を生じた場合は、その補充を評議員会で行うことができる。

四、補充された役員の任期は前任者の任期とする。

五、役員に立候補しようとするものは、所属組合の推薦を受けなければならぬ。

（財政部長含む）

役員がある。

三、事務局職員の任免は、幹事会の議を経て事務局長が行い、評議員会に報告して承認を受ける。

四、事務局長は神奈川労連を代表する。

五、副議長は議長を補佐し、議長事務局の運営に必要な規則は別に定める。

六、幹事局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。

七、会計監査は会計を監査する。

八、幹事は、それぞれ事務局の業務を分担してその責に任ずる。

九、幹事会は、青年部、公務部会、民間部会、地域部会、専門委員会等

十、幹事は、それぞれ事務局の業務を分担してその責に任ずる。

十一、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十二、役員は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十三、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十四、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十五、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十六、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十七、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十八、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十九、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

二十、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

二十一、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

二十二、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

会計監査若干名

役員の定数については、評議員会で決定する。

二、議長は神奈川労連を代表する。

三、副議長は議長を補佐し、議長事務局の運営に必要な規則は別に定めるときは、これを代行する。

四、事務局長は神奈川労連の事務局を統括する。

五、事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。

六、幹事は、それぞれ事務局の業務を分担してその責に任ずる。

七、会計監査は会計を監査する。

八、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

九、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十一、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十二、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十三、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十四、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十五、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十六、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十七、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十八、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

十九、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

二十、幹事は、幹事会において出席代議員の直接無記名投票により選出する。

いっては、幹事会が推薦することができる。

三、役員選出の手続きは別に定める。

第三十四条 特別幹事・顧問

一、大会の議を得て若干名の特別幹事・顧問を置くことができる。

二、特別幹事は、全労連及び外部団体に役員を派遣するときにこの任にある。

三、特別幹事・顧問は、幹事会の諮問に応えて意見を具申するものとする。

第七章 会計

第三十五条 経費

経費は、会費、特別会費、分担金、寄付金、事業収入等を持つ賄う。

第三十六条 会費の納入

一、会費は別に定める額を各加盟組合が毎月月末までに納入する。

二、加盟組合が大争議その他特別の事情が生じた場合には、その加盟組合の申請にもとづいて、評議員会の決定により会費納入の延期または規定の会費納入額の減免の処置を取ることができる。

二、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す決算報告は、定期大会において職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明とともに、監査報告を付してなされな

事業のため特別の費用を必要とするときは、大会の決定により特別会費を徴収することができる。

第三十八条 会費等の不返還

一旦納入された会費、特別会費・分担金は一切返還しない。

第三十九条 特別会計

一般会計のほか、必要に応じて特別会計を設ける。

第四十条 財産の管理

一、財産の管理及び予算の執行に関する事項は、すべて幹事会の承認のもとになされなければならない。

二、財産についての責任は事務局長が負う。

第四十一条 会計年度

会計年度は毎年八月一日に始まり、翌年の七月三十一日に終わる。

第四十二条 会計報告

一、会計報告は四半期ごとに開催される評議員会に文書でなされなければならない。

二、すべての財源及び使途、主要な寄

附者の氏名並びに現在の経理状況を示す決算報告は、定期大会において職業的に資格のある会計監査人による正確であるとの証明とともに、監査報告を付してなされな

ければならない。

三、職業的に資格のある会計監査人は幹事会の議を経て議長が委嘱する。

第四十三条 会計処理の規則

会計処理の規則は別に定める。

附則

第四十四条 規約に疑義が生じた場合は評議員会でその解釈を決定する。

第四十五条 この規約の施行についての細目の規則、規定が必要な場合は評議員会で定める。

第四十六条 幹事会は業務執行上の準則を定める権限を有する。

第四十七条 この規約は、一九九四年九月四日から施行する。

二〇〇七年九月三日 一部改正